

令和2年5月7日提出

令和2年5月市議会臨時会議案

(その2 議案第36号)

木更津市

令和2年5月市議会臨時会議案目録（その2）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第36号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	1

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行に伴い、木更津市税条例（昭和 36 年木更津市条例第 44 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、同条例の一部を改正する条例を令和 2 年 4 月 30 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

専決第11号 木更津市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

令和2年4月30日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

専決第 1 1 号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 4 月 3 0 日専決処分

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 1 5 号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和 3 6 年木更津市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 1 6 条の 7 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について、準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。